

日本森林学会北海道支部 講演会支援事業について

(1) 趣旨

北海道の森林・林業に関わる講演会を資金的に支援することで、本会の発展と活性化を促すことを目的とする。支援件数は1年あたり5件までと定め、支援金の年総額を5万円以内とする。

(2) 応募資格

- ① 本会が共催もしくは後援する講演会であること(パンフレットや配付資料に本会名称が明記されること)。
- ② 申込者が支援を希望する講演会の主催者もしくは主催団体の一員であり、申込者が本会の会員であること。
- ③ 申込日が講演会開催期日の原則2ヶ月以前であり、かつ、報告書(領収書を含む)の提出を経て精算を当該年度の会計年度末(9月末日)までに完了し、さらに申込者は受金までに報告書提出から1ヶ月を待てること。

(3) 申し込み要領

① 申込書式(様式1)

申込者氏名と連絡先(住所、電話番号、所属、電子メールアドレス)、講演会タイトル、主催者と主催者連絡先および受金方法、開催日と場所、講演会の趣旨、講演者の略歴、支援金の希望金額と使途、本会が支援する意義など

② 受付方法

申込は電子メールで本会事務局宛に申し込む(事務局メールアドレス:jfs-h@agr.hokudai.ac.jp)。申込が確認された場合には事務局から折り返し受理の連絡を行うので、もしも申込受理の返事がない場合には事務局へ確認すること。

③ 受付期間

受付期間は総会での予算確定後から翌年の8月中旬頃までとする(会計年度末までに精算を完了できる見通しがあること)。ただし、年間で採択件数が5件に達した時点で当該年度の本支援事業を終了する。

(4) 審査と採否通知

審査は申請を受理した順番に評議員会で行う。採否通知は申込受理日から1ヶ月以内に電子メールにて行う。

(5) 報告書と受金方法

報告書には講演会の実施概要と支援金の使途を明記する。またパンフレット等の講演会資料および領収書の電子版コピー(スキャンしたPDFファイル)を添付する(必要に応じて原本の提出を求めることがある)。報告書の提出先是本会事務局で、電子メールを通じて提出する。報告書の提出締切は講演会開催日から1ヶ月以内とする。ただし、報告書提出後の精算を含めて会計年度の9月末日を超えてはならない。

事務局が支援金の送金する時期は報告書を受理してから約1ヶ月以内とする。申込者の受金方法は、直接の受渡か申込書に指定した銀行口座もしくは郵便書留による(送金のための手数料は本会事務費で負担する)。申請者が受金を確認したら領収の報告を事務局へ直ちに行う。